

## 消費税法の改正に伴うガス料金改定のお知らせ

日頃より、栄ガス消費生活協同組合の都市ガスをお使いいただきまして、誠にありがとうございます。

このたび、当組合は消費税法の改正により税率が引き上げられることに伴い、2019年10月1日より、以下のとおりガス料金<sup>※</sup>を改定いたします。

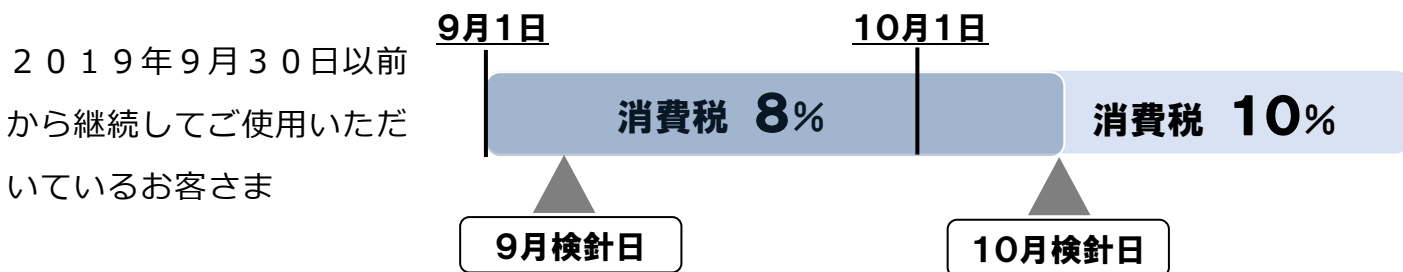
※ガス料金の税抜き価格は変更ございません。

### 「消費税」の税率引き上げに伴う改定について

消費税法の改正により2019年10月1日より消費税率が10%に引き上げられることに伴い、当組合は新たな消費税率を反映させていただくため、ガス料金表を見直し、2019年10月分から適用いたします。

ただし、2019年9月30日以前から継続してガス小売供給契約および業務用需給契約、小型空調パッケージ契約、家庭用温水暖房契約をご契約のお客さまには、「経過措置」として10月検針分のガス料金まで、旧税率（8%）が適用されます。

### 経過措置とは



### 対象契約種別

ガス小売供給契約、業務用需給契約、小型空調パッケージ契約、家庭用温水暖房契約

## 変更のポイント

【新旧ガス料金比較表】

契約種別	適用条件	区 分		新	旧	新基準	旧基準
				基本料金	基本料金	単位料金	単位料金
ガス小売供給 契約	なし	A	0～25 m <sup>3</sup>	1,001.00 円	982.80 円	112.15 円/m <sup>3</sup>	110.12 円/m <sup>3</sup>
		B	26～250 m <sup>3</sup>	1,128.60 円	1,108.08 円	107.05 円/m <sup>3</sup>	105.11 円/m <sup>3</sup>
		C	250 m <sup>3</sup> 超え	1,513.60 円	1,486.08 円	105.51 円/m <sup>3</sup>	103.60 円/m <sup>3</sup>
業務用需給 契約	契約年間 使用量 7,000 m <sup>3</sup> 以上	年間月使用量が 583 m <sup>3</sup> 以上、緊急 時において需給調 整に応じられること		3,465.00 円	3,402.00 円	75.26 円/m <sup>3</sup>	73.90 円/m <sup>3</sup>
小型空調 パッケージ 契約 (1種)	能力 45KW 以上 105.5KW 以下	冬期 (12月～3月)		2,750.00 円	2,700.00 円	90.85 円/m <sup>3</sup>	89.20 円/m <sup>3</sup>
		その他期 (4月～11月)				82.15 円/m <sup>3</sup>	80.66 円/m <sup>3</sup>
小型空調 パッケージ 契約 (2種)	能力 8KW 以上 44KW まで	冬期 (12月～3月)		1,210.00 円	1,188.00 円	92.10 円/m <sup>3</sup>	90.43 円/m <sup>3</sup>
		その他期 (4月～11月)				84.35 円/m <sup>3</sup>	82.82 円/m <sup>3</sup>
家庭用 温水暖房 契約	家庭用温水 暖房器を利用 して専用住宅、 併用住宅 で使用。 取付メーター 号数 10 号 以下	冬期 (12月～4月)		1,430.00 円	1,404.00 円	88.02 円/m <sup>3</sup>	86.42 円/m <sup>3</sup>
		その他期 (5月～11月)		ガス小売 供給約款 による	ガス小売 供給約款 による	ガス小売 供給約款 による	ガス小売 供給約款 による

- 上記料金表には、消費税等相当額を含みます。
- 実際に適用する単価（円/m<sup>3</sup>）は、基準単位料金に平均原料価格の動向を加味して毎月決定されます。
- 詳細は、当組合ホームページに掲載しておりますので、ご覧ください（書面をご希望の場合はご連絡ください）。（URL：<http://www.sakae-gas.or.jp>）
- 詳しい説明をご希望される場合や、ご不明な点がある場合等は、下記窓口までご連絡ください。

【窓口】 住所：三条市帯織 2677 番地 1  
**栄ガス消費生活協同組合**  
 （小売登録番号：D0070）  
 業務課  
 TEL : 0256-45-2049  
 受付時間：9:00～17:00  
 （土・日・祝日を除く）